

## 阿倍野区災害時協力事業所・店舗制度設置要綱

### (目的)

第1条 地震・風水害等大規模災害時において、地域での災害対策や復興に協力する意思のある大阪市内に所在する事業所・店舗を地域の災害対策の一翼を担う阿倍野区災害時協力事業所・店舗（以下「登録事業所・店舗」という。）として事前に登録する制度を創設する。

### (協力内容)

第2条 登録事業所・店舗は、阿倍野区内の地域に対して次の協力を行う。

- (1) 技術及び資材の提供
- (2) 商品（飲料、食料品、生活用品等）の区内の被災者への優先的販売
- (3) その他の協力

### (登録期間)

第3条 登録事業所・店舗の登録期間は、登録ステッカーの交付から辞退届の提出までの期間とする。（ただし、事業所・店舗等が廃業等された場合は辞退届が提出されたものとみなす。）

### (秘密の保持)

第4条 登録事業所・店舗は、協力を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、辞退届を提出した後においても同様とする。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

平成 19 年 12 月 1 日 施行

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 7 月 1 日 改正